

連載

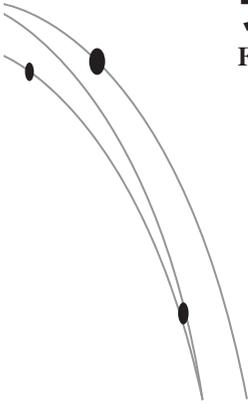
## フィールド・アイ

Field Eye

ボルドーから——②

ボルドー大学 笠木 映里

Eri Kasagi



### ■ Uber 型労働と労働法改正

前回は、フランスで近年著しく発展している電子的プラットフォームを用いた食事配達サービスと、配達を行うバイカーの就労環境を、労働の「Uber化の一例」として取り上げた。ちょうど、再校を行っていた7月末、deliverooがバイカーの報酬の引下げを決定し、パリ・ボルドー・リヨンといった主要都市でバイカーのデモが行われたとの報道に接した<sup>1)</sup>。報道によれば、フランスのdeliverooのバイカーの多くが、1件の配達あたり5ユーロ（パリでは5.75ユーロ）の報酬を受け取っているところ、10%のバイカーについては、過去に適用されていた報酬計算方法が適用され続けてきた。古い報酬計算方法は、1時間あたり7.5ユーロという時給の報酬がベースとされ、これに、配達1件あたり2～4ユーロの報酬が追加されるというものであった。今回の引下げは、この10%のバイカーについて、いったん全ての契約を終了し、1件あたり5ユーロの完全出来高制の新しい報酬制度の下で新たに契約を締結せよ、との通告であった。労働組合（CGT）によれば、報酬制度の変更の影響を受けるバイカーについて、30～40%程度の収入減少が予想されるという。

さて、deliverooのような電子的プラットフォームを用いたビジネスの著しい発展に対応するために、フランスでは、2015年以降、労働法・社会保障法・税法・消費者法の各分野において、相次いで立法が行われている。今回は、このような新しい働き方を念頭において昨年行われた労働法典の改正を紹介する。

### 労働法典改正

2016年の労働法典改正法（当時の労働大臣の名前を冠して「El Khomri法」と呼ばれる）<sup>2)</sup>の60条は、電子的プラットフォームを用いて働く役務提供者<sup>3)</sup>について、労働法典において初めて規制を行った（労働法典L.7342-1条からL.7342-6条の創設）。これらの規定は、職業活動の遂行のために1つ以上のプラットフォームを利用する自営業者に適用される。プラットフォームについては、一般税法典L.242 bis条の定義（「その所在地を問わず、電子的手段により、遠隔的に、財の売買、サービス供給、財及びサービスの交換・分割を行おうとする人々を結び付ける企業」）が参照されている（労働法典L.7342-1条）。定義規定の後、「プラットフォームの社会的責任」と題された第二章が続く。改正内容については既に日本でも紹介されているため<sup>4)</sup>、以下では、ごく簡単に要点のみを紹介し、その後の動向と改正法の評価に言及する。

上記の定義規定も含め、今回の改正の内容を一言でまとめれば、様々な取引の当事者を電子的方法により結びつける場である「プラットフォーム」が、取引の対象になるサービスや財の性格及び価格を決定している場合に、このプラットフォームの、利用者である自営業者（travailleurs indépendants）に対する「社会的責任」を認めるものである。「社会的責任」の内容は大きく、①労災、②職業教育、③自営業者の団体結成・団体行動への対応に関するものに分けることができる。

まず、①自営業者が任意で労災保険に加入（社会保障法典L.743-1条）する場合、一定の上限の範囲内でプラットフォームが保険料を負担する。但し、プラットフォームが自ら契約する団体保険（労災の分野につき、少なくとも任意加入の労災保険と同水準の保障を行うもの）に自営業者が加入し、その保険料をプラットフォームが負担する場合、この限りではない（以上、労働法典L.7342-2条）。次に、②労働法典が自営業者に保障する職業教育（L.6312-2条）について、通常は自営業者が自ら負担する拠出金（L.6331-48条）をプラットフォームが負担する。職業経験認定制度（L.6111-1条及びL.6411-1条参照）についても、プラットフォームが費用を負担する（以上、L.7342-3条）。最後に、③自営業者は組合を設立し、これに加入し、組合を通じて集团的に自らの利益を主張することができる（L.7342-6条）。また、自営業者が

自らの要求を保護する目的でサービス提供を集団的に拒否する場合、これが濫用にあたらぬ限り、自営業者に契約上の責任が発生することはなく、この行動がプラットフォームとの関係が断絶される根拠とされることも、制裁措置を正当化することもない (L. 7342-5 条)。

#### 法改正後の動向と評価

上記の改正のうち、①②については、プラットフォーム上で自営業者が実現する売上げの額が一定額を下回る場合には適用されないものとされていた (L. 7342-4 条 1 項)。この点を含め、改正を具体化するデクレ (法律を具体化する行政立法) が今年 5 月 4 日に制定され (2017-774 号デクレ)、社会保険適用上限額の 13% 以上 (2017 年現在で 5099.64 ユーロ) の年間売上げのある自営業者が①②の対象となるものとされた (デクレにより創設された D.7342-1 条)。同一の自営業者につき複数のプラットフォームがこれらの責任を負う場合には、当該自営業者のそれぞれのプラットフォームにおける売上高により分配して費用負担を行うことも規定された (D.7342-4 条)。また、法改正の施行日は 2018 年 1 月 1 日に設定された。

上記のデクレは、大統領選挙のさなかに制定されたこともあり、ほとんど話題に上ることもなく、ひっそりと成立した (5 月 7 日 Libération 紙インターネット版)。改正の内容についても、最低限のものに留まり、十分な対応には程遠いとの評価が多数を占めている (上記記事ほか)。マクロン大統領は夏休み明けにさらに重要な労働法改正を予定しており、また、自営業者の社会保障制度についても大規模な改革を予定していることから、今回の法改正が実際に適用される期間も短く、改正の実質的意義はそれほど大きくないと考えるのが多くの関係者・専門家の見方ようである (但し、この改正の影響で Uber が大手民間保険会社の Axa と契約を結び、事故や医療に関する保険を運転手に無料で提供することを決定したとの報道もあり<sup>5)</sup>、実務上一定の影響も生じていることが伺える)。

上記の通り、今回の改正は、プラットフォームを利

用する役務提供者等が労働者としての保護を受けないことを前提に、自営業者としての保護を与えるものである。そのため、前回紹介した労働組合 (CGT) の立場のように食事配達のパイカーに労働者性を認めることを主張する立場からは、この改正がむしろそのような可能性を閉ざす方向に働くとの声も聞かれる。立法資料からも、自営業者の利益保護、というよりは、このような働き方を自営業者と正式に定義することでビジネスの一層の活性化を目指す趣旨が強く感じられる<sup>6)</sup>。マクロン大統領の経済政策が基本的に自由主義路線であることから、パイカーをはじめとする役務提供者に広く労働者性を認めるという方向性が採られることは、少なくとも今後の立法的イニシアティブとしては現実的には考え難い。他方で、前回の拙稿や本稿の冒頭に紹介した通り、問題に対する関心や当事者からの問題提起は活発化しており、秋以降も、こうした新しい就労形態に関する議論が白熱したものになることが予想される。

- 1) 2017 年 7 月 28 日の Rue89Bordeaux インターネットサイトほか、各種の新聞報道を参照。
- 2) Loi n° 2016-1088 du 8 août 2016 relative au travail, à la modernisation du dialogue social et à la sécurisation des parcours professionnels.
- 3) 直訳すれば、これらの規定の対象者は、「電子的方法による関係付け (Mise en relation) プラットフォームを利用して働く労働者 (travailleur)」と定義される。Mise en relation という表現は、業務の委任者・受任者を結び付ける、という趣旨である。
- 4) 野田進・渋谷美羽・阿部理香 (2017) 「フランス「労働改革法」の成立——労働法の「再構築」始まる」『季刊労働法』256 号, 161 頁以下。同論文に詳しいように、2016 年の改正内容は多岐にわたり、プラットフォームに関する改正は改革全体の中では相対的には重要性の低い部分といえる。
- 5) 下記サイトを参照。  
<http://www.itespresso.fr/uber-responsabilite-sociale-axa-166486.html> (最終閲覧日: 2017 年 8 月 22 日)。
- 6) 下記サイトで紹介されている資料等を参照。  
<https://www.nextinpact.com/news/102617-la-responsabilite-sociale-plateformes-devrait-devenir-realite-en-2018.htm> (最終閲覧日: 2017 年 8 月 22 日)。

かさぎ・えり ボルドー大学・フランス CNRS 研究員。  
最近の主な著作に『社会保障と私保険——フランスの補足的医療保険』有斐閣、2012 年。社会保障法専攻。